

障害年金制度の見直しについて

障害年金制度についての検討の経緯と本日お願いする議論

- 年金部会では、障害年金制度を検討課題の一つとして取り上げ、第5回年金部会（令和5年6月26日）では有識者からヒアリングを行い、時間軸の観点から「現時点で議論が求められる課題」と「中長期的な課題」に整理した。
- これを踏まえ、第15回年金部会（令和6年5月13日）では、「現時点で議論が求められる課題」について議論を行ったところ、委員からは、「見直しに伴う実務上の課題があり、慎重な検討が求められることも事実であり、社会保険労務士、障害年金認定医、年金機構職員など、障害年金の実務に関わる専門家の意見を聞くことが重要」であり、合わせて、事務局で実務に係わる専門家の意見を聴取し、課題を整理してご提示いただきたいというお求めがあった。
- 委員のご指摘を受けて、事務局では、実務を担う専門家として、障害年金に詳しい社会保険労務士、医師（様々な専門の医師。障害認定医を含む。）、社会保障学者等の有識者や日本年金機構から以下の事項についてヒアリングを行い、実務上・制度上の課題と今後の方向性について整理したところ、委員のご議論をお願いしたい。

【現時点で議論が求められる課題】

1. 初診日要件
2. 事後重症の場合の支給開始時期
3. 直近1年要件
4. 障害年金受給者の国民年金保険料免除の取扱い
5. 障害年金と就労収入の調整

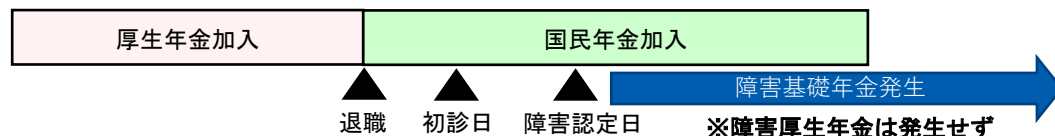
障害年金制度に関連する検討課題について（初診日要件）

【初診日に係る論点】

- 障害厚生年金において、保険事故の発生時点を初診日とすることを維持しつつ、延長保護や長期要件（注）を認めるべきかどうか。

（注）延長保護とは、被保険者資格喪失後の一定期間内に初診日があれば、被保険者資格喪失後の保険事故発生も給付対象にする考え方。長期要件とは、厚生年金保険料の納付済期間が一定以上あれば、被保険者資格喪失後に保険事故が発生した場合であっても、厚生年金の給付対象にする考え方。

＜厚生年金加入期間外に初診日がある場合＞



【現行制度】

- 社会保険制度では、保険加入中に発生した保険事故に対して給付を行うことが原則であり、現行は、保険事故の発生時点において厚生年金保険の被保険者でなければ障害厚生年金は支給されない。

【見直しを行った場合に想定される影響】

- 初診日の僅かな違いによって障害厚生年金が受給できなかったケースや、過去に厚生年金保険料を長期に渡って納付していたが保険事故発生時点で厚生年金被保険者ではなかったために受給できなかったケース等について、障害厚生年金が支給される。

【制度及び実務上の課題（ヒアリング結果）】

- 延長保護、長期要件に共通した留意点としては以下のようなものがある。
 - ・ 老齢年金の支給要件は、保険事故発生前に一定の保険料を拠出すること（保険料拠出要件）が求められるが、障害年金、遺族年金の支給要件は、それに加えて、保険事故発生時に被保険者であること（被保険者要件）が求められる。障害厚生年金において、延長保護、長期要件を認めることが、被保険者要件を不要にすることを意味するのであれば、老齢年金と同様に保険料拠出要件のみで足りることになり、障害基礎年金や遺族年金も同様の取扱いとすべきかも検討する必要がある。制度改正に当たっては、老齢年金、障害年金、遺族年金の保険原理を考慮して検討する必要がある。
 - ・ 障害等級2級に該当することは予想されなかったために請求をしなかった国民年金被保険者が、過去の厚生年金の加入期間があれば障害厚生年金3級には該当しうると判断し、請求を行うケースが増えることが見込まれるため、それに対応した事務処理体制が必要となる。

障害年金制度に関連する検討課題について（初診日要件）

（延長保護）

- 延長保護を認める場合の留意点としては以下のようなものがある。
 - ・ 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大が進む中で、短期間での離職等により国民年金と厚生年金を頻繁に異動する被保険者に対する厚生年金の延長保護について、厚生年金の保険料負担と給付のバランスを考慮する必要がある。
 - ・ どのように延長期間を定めたとしても、境目は必ず生じることになり、初診日の違いによって受給できる障害年金に差が生じることには変わらない。
 - ・ 資格喪失後からの期間が長くなればなるほど、資格喪失後の事故や発病の事例も増えることから、一定期間を長く設定することは難しく、期間についての合理的な理由の説明が必要。また、延長保護期間に初診日を求めることにより、初診日の特定が難しい事例が増える。
 - ・ 今まで以上に正確な初診日の設定が重要となるが、そのためには「社会的治癒」の考え方も併せて整理する必要がある。
 - ※ 社会的治癒とは、医療を行う必要がなくなって、社会復帰している状態を言い、その後に発症した傷病は、過去の傷病とは別のものとして扱われる。

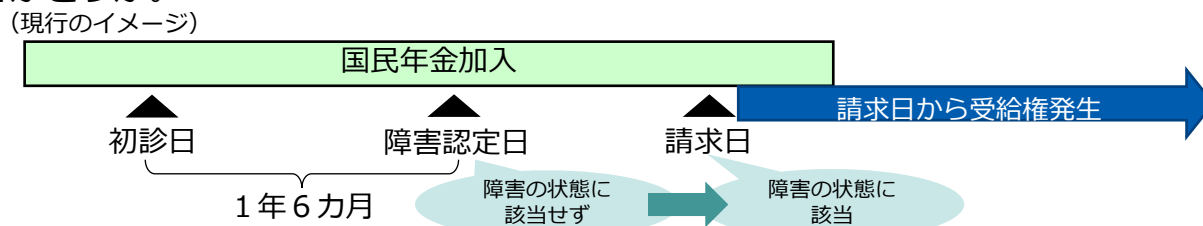
（長期要件）

- 長期要件を認める場合の留意点としては以下のようなものがある。
 - ・ 保険事故発生時に被保険者であること（被保険者要件）を求める障害年金の原則に基づけば、延長保護よりも長期要件の方が、原則に反するとも考えられる。
 - ・ 長期要件の定め方については、加入者資格や加入期間についても検討が必要。
 - ・ 精神障害等、発症から実際の受診が遅れることが多い障害について、厚生年金保険料を長期にわたって納付した者に障害厚生年金の受給可能性を広げることは、障害者の所得保障の充実に資する。

障害年金制度に関する検討課題について（事後重症）

【事後重症の場合の支給開始時期に係る論点】

- 事後重症の場合でも、障害等級に該当するに至った日が診断書で確定できるのであれば、その翌月まで遡って障害年金を支給することを認めるべきかどうか。



※事後重症の遡及化を検討するに当たっては、（事後重症と同様に）請求月の翌月から障害年金が支給される国民年金法30条の3、厚生年金保険法47条の3の「基準傷病」についても合わせて検討をする必要がある。

【現行制度】

- 障害認定日において障害等級表に定める障害の状態に該当しなかった者でも、その後症状が悪化し、65歳に達する日の前日までに、障害等級表に定める障害の状態になり、本人の請求があったときは、請求日に受給権が発生。
- 請求日の属する月の翌月分から支給。

【見直しを行った場合に想定される影響】

- 障害の状態に該当した時点から申請手続きが遅くなってしまったケース等について、障害年金が遡及して支給される。

【制度及び実務上の課題（ヒアリング結果）】

- 遡及した場合の障害認定日の時点においても、加入要件と保険料納付要件を満たしているのであれば、法改正により事後重症の遡及認定を認めることは、保険原理の観点での問題は無い。一方で、障害等級該当性を過去に遡って認定できるのか、という実務上の問題が生じる。
- 遡及認定方法の選択肢の一つとして、遡及認定が医学的に可能な特定の障害について、例えばみなし請求日として例外的に遡及することを認めるということも考えられる。

障害年金制度に関連する検討課題について（事後重症）

【制度及び実務上の課題（ヒアリング結果）】

- 遡及する場合の遡及期間は、時効（５年）やカルテの保存期間（５年）等を踏まえる必要がある。
- 遡及して障害認定を行うに当たっては、様々な障害がある中で、客観的な認定基準を基に公平に行われることが重要である。
- 今後の医療の進歩等により、従前は症状が確定したと思われた障害においても、症状が改善する場合があることには留意が必要である。
- 遡及認定を新たに認めることにより生じる実務上の課題としては以下のようなものがある。
 - ・ 障害認定日と異なり、事後重症による障害認定日はある程度任意に設定できるため、同一傷病による請求が頻発することへの実務上の対応も必要である。事務処理体制の強化に加え、１つの傷病に対する診断書の枚数や時期の制限や、１度請求した後に再度請求する場合の請求期間の制限などが考えられる。
 - ・ 病院の廃院や、転院を繰り返す等で過去時点の診断書を取得することが困難な者への公平性の観点も必要である。
 - ・ 診断書の作成には相応の時間を要することから、同一の傷病に対して時点が異なる複数枚の診断書を求められることとなれば、診断医への負担が増すことや、医師の診察時間への影響が生じてしまうこと等には留意する必要がある。
 - ・ 障害認定では、有効期間をつけていることも多い。遡及認定の際には、事後重症として遡及する日と請求日の２時点のみで判定するのであれば、その期間が開くほど、有効期間付きでの認定を受けている障害年金受給者と比較して不公平感が生じる。

障害年金制度に関連する検討課題について（直近 1 年要件）

【直近 1 年要件に係る論点】

- 直近 1 年要件について、令和 8 年 3 月 31 日が当該措置の期限となっているが、次期制度改正に向けて、これまで同様に 10 年間の延長をすべきかどうか。

【現行制度】

- 現行の障害年金・遺族年金の保険料納付要件は、原則、国民年金法第 30 条第 1 項ただし書等において 3 分の 2 要件とされているが、特例措置として、令和 8 年 3 月 31 日以前に初診日がある場合は、初診日のある月の前々月までの 1 年間に保険料未納期間がなければ、納付要件を満たしたものととして扱われる（昭和 60 年改正法附則第 20 条等）。
- この特例は、昭和 60 年改正法において、平成 8 年まで（60 年法施行から 10 年後）までの措置として設けられたが、その後、3 度の改正で、10 年ずつ期限が延長され、現在の令和 8 年 3 月 31 日までになっている。

【見直しを行った場合に想定される影響】

- 現行どおり、初診日のある月の前々月までの 1 年間に保険料未納期間がなければ、納付要件を満たしたものととして扱われることで年金受給につながる。

【制度及び実務上の課題（ヒアリング結果）】

- この特例は、保険料を過去に長期間滞納していたとしても、直近 1 年間さえ納付していれば年金を支給する仕組みであるため、保険料を欠かさず納付している方や、過去、相当の期間保険料を支払ってきても、3 分の 2 要件と直近 1 年要件のいずれにも該当せずに支給されない者からは不公平だと受け取られる可能性もある。
- 過去、10 年間の延長が何度か繰り返されてきており、役割を終えているとも考えうるが、一方で、現在もこの特例措置によって障害年金の受給につながっているケースがあることに留意する必要がある。

障害年金制度に関する検討課題について (障害年金受給者の国民年金保険料免除の取扱い)

【障害年金受給者の国民年金保険料免除の取扱いに係る論点】

- 障害年金受給者の法定免除期間について保険料納付済期間と同じ扱いにするべきかどうか。
- ※ 障害等級が2級以上の受給者の場合、国民年金保険料については法定免除となり納付することを要しないが、障害の状態が65歳前に軽減し、障害基礎年金の支給が停止された場合、65歳以降は、法定免除期間について保険料納付済期間に算入されずに減額された老齢基礎年金を受給することになる。

【現行制度】

- 保険料の法定免除制度は、納付への努力をしているものの、なお納付が困難な低所得者や障害者などの方々についても年金を受給できるようにといういわゆる国民皆年金の考えに基づいた制度である。
- 法定免除の要件については、(1) 障害年金の受給権者であること、(2) 生活保護法による生活扶助等を受けていること、(3) 国立ハンセン病療養所等に入所している者であること、などを国民年金法（及び国民年金法施行規則等）において定めている。
- 法定免除の者についても、希望すれば保険料を納付し、給付額を増やすことは可能であるが、法定免除期間については、保険料納付済期間に算入されない。

【見直しを行った場合に想定される影響】

- 障害の状態が軽減し、障害年金の支給が停止された場合でも、65歳以降に支給される老齢基礎年金については、障害年金受給中の期間を保険料納付済期間に算入した上で計算することで、現行よりも増額した老齢基礎年金の受給が可能となる。

【制度及び実務上の課題（ヒアリング結果）】

- 生活保護法による生活扶助等を受けているの方々など、障害年金の受給権者以外の法定免除該当者との公平性について考慮する必要がある。
- 現行制度で障害年金を受給しながら保険料を納付しているの方々もいることに留意が必要。
- 申請免除の対象となる納付が困難な低所得者の方々との公平性についても考慮する必要がある。
- ※申請免除とは、法律に定める一定の所得基準以下に該当する者からの申請によって保険料の納付が免除される制度。

障害年金制度に関連する検討課題について（障害年金と就労収入の調整）

【障害年金と就労収入の調整（国民年金法30条の4以外の場合）に係る論点】

- 障害年金と就労収入の関係をどのように考えるか。両者の間で一定の調整を行うべきか。

※ 障害年金では、原則として、就労をして収入を得たとしても、直ちに障害年金が支給停止になったり、減額されることはない（国民年金法30条の4に基づく障害基礎年金を除く。）。他方、障害の種別によっては、更新時の就労状況によっては障害等級の変更が行われ、その結果として、年金額の減額や年金支給の打ち切りが行われることがある。

【現行制度】

- 老齢厚生年金では、厚生年金の適用事業所で就労し、一定以上の賃金を得ている60歳以上の厚生年金受給者を対象に、老齢厚生年金の一部または全部を支給停止する「在職老齢年金制度」という仕組みがあるが、障害年金にはそのような仕組みはない（国民年金法30条の4に基づく障害基礎年金を除く。）。

※ 1 「在職老齢年金制度」は、高齢者の就業促進の観点から今後の取扱いのあり方が論点の一つになっている。

※ 2 国民年金法30条の4に基づく障害基礎年金とは、20歳前に初診日がある場合で、20歳以後、1級又は2級の障害の状態にある場合に支給される障害基礎年金（以下「20歳前傷病による障害基礎年金」という。）のこと。20歳前傷病による障害基礎年金については、本人が保険料を納付していないことから、（初診日が20歳以降の障害基礎年金と異なり）一定の所得がある場合等については、その間の年金が支給停止される。

【見直しを行った場合に想定される影響】

- 様々な障害がある中で、就労の状況、所得の状況等に応じて、障害年金の額が調整されることとなり、現行では就労状況等に応じた障害等級の変更により障害年金が支給されない者に対して年金が一部支給される場合がある。一方で、現行では全額支給されている者が支給停止等になる場合がある。

【制度及び実務上の課題（ヒアリング結果）】

- 拋出制の年金について所得制限を入れることは、社会保険の理論と相反する。
- 金額の設定や他の障害者支援施策での給付等とのバランスをどのように考えるかという観点で課題がある。
- 障害の種別により、就労が障害年金の認定基準に影響しない場合がある。
- 障害の認定に際しては、障害の種別に応じた様式の診断書を用いて認定を行っている。こうした障害認定基準は、障害の程度を判定するにあたり就労の有無は密接に関係している。
例えば、精神障害においては、障害の程度を判定するにあたり、日常生活能力等を判断する際に、どのような職場でどのような雇用形態で就労しているか、ということは重要な要素となる。
一方で、内部疾患の障害等においては、障害の程度を判定するに当たって検査成績など医学的な見地での判断が占める割合が大きいものもある。
- 医療の進歩により、過去は日常生活に支障があったとしても現在は日常生活への影響が少なくなった障害もあり、同じ種別の障害で同じ等級の障害年金が支給されていても、日常生活への影響の程度に差が生じていることもある。
- 障害年金と就労収入の調整を行う場合には、いつの所得を把握し、いつの給付から反映するか、等の実務上の体制整備が必要。

障害年金制度に関する検討の方向性について

【検討の方向性】

- 障害年金については、近時の制度改革では議論されておらず、久しぶりに議題として取り上げた今回の年金部会では、現時点で議論が必要な事項から中長期的な課題に至るまで様々な論点が問題提起された。部会では、まずは次期制度改革を見据えて、「現時点で議論が求められる課題」を優先して議論したところ、制度上あるいは実務上の観点から、制度の見直しの検討に当たっては、以下の点について引き続き整理が必要との指摘があった。
 - 1. 拠出制年金における社会保険の原理との関係の整理
 - 2. 様々な障害がある中で、障害の認定判断に客観性を担保しその認定判断を画一的で公平なものとする必要性
 - 3. 障害年金の目的や障害の認定基準のあり方と他の障害者施策との関連の整理
- また、障害年金の見直しに当たっては、今回議論した5つの「現時点で議論が求められる課題」の他に、中長期的な課題も提起が行われており、障害年金の検討については、ヒアリングで指摘があった制度上、実務上の課題の整理に加えて、社会経済状況や医療技術の進歩等を踏まえながら、引き続き様々な課題について検討することとしてはどうか。
- 検討課題のうち、令和8年3月31日が期限となっている直近1年要件については、この特例によって障害年金の受給につながるケースが存在していること、複数回の延長を経て長い期間運用されている要件であり、本制度を前提として考えている被保険者も少なからず想定されること、今後の取扱いを検討するに当たっては丁寧に実態を把握する必要があること等を踏まえ、引き続き10年間延長してはどうか。また、その他の検討課題についても、次期改正までに整理が付くものについては対応してはどうか。

【初診日要件等】

（初診日要件の現状とその在り方）

- ・ 障害基礎年金か障害厚生年金のどちらを適用されるかは、障害の原因となった病気やけがの初診日に国民年金か厚生年金のいずれの被保険者であったかで決まり、それが生涯続くことによる弊害が出ている。例えば、けがや精神疾患などにより退職してから障害年金を申請した場合に初診日によって障害厚生年金を受給できず、また、障害になった後に就労しても、障害基礎年金のみを受給することとなる。また、障害厚生年金の方が、給付額が多く、より軽い障害でも給付が受けられ、あるいは障害手当金と一時金を受給できる等の差がある。
- ・ 保険期間中に初診日があることを厳密に捉えなくとも、社会保険としての原理は成り立つ。厚生年金の被保険者資格喪失後の保険事故発生について、退職後あまり期間が経過していないものであれば、障害厚生年金の給付の対象にすることも検討の余地がある。
- ・ 障害厚生年金において、延長保護（被保険者資格喪失の一定期間内であれば、被保険者資格喪失後の保険事故発生も給付対象にすること）と長期要件（厚生年金保険料の納付済期間が一定以上あれば、被保険者資格喪失後の保険事故発生も給付対象にすること）の両方を認めてよいのではないか。
- ・ 社会保険制度では、被保険者期間中に発生した保険事故に対して、加入する制度から給付を受けることが原則である。被保険者資格喪失後の保険事故を給付対象とするといった特例は、制度が複雑化し、分かりにくさ・不明瞭さを作ってしまうのではないか。また、実務面や他の制度への影響も出るのではないか。
- ・ 一定期間の厚年保険料の納付により障害厚生年金の保障期間を長期化させることについて、遺族厚生年金の長期要件では厚生年金の加入期間だけで25年を求めていることや、障害厚生年金は遺族厚生年金と異なり300月の最低保障を設けており月数のカウントが異なること、額はどのようにするのかなどに留意が必要。
- ・ 初診日要件と事後重症の支給開始時期については、何らかの制度上の見直しが必要と考えるが、見直しに伴う実務上の課題があり、慎重な検討が求められる。社会保険労務士や、障害年金認定医、年金機構職員などの実務に関わる専門家の意見を聴いた上で、実務上の課題を整理して示すべきである。
- ・ 現行制度で保険事故の発生時点を初診日に置くことには一定の合理性があるが、初診日が20歳前にある方の場合、20歳時点では障害要件に該当せず、厚生年金の加入期間に症状が悪化し、障害の状態に至ったとしても、事後重症請求で受給できるのは所得制限付の障害基礎年金だけになる。この場合について、保険事故の発生時点を初診日以外で捉えることはできないか、実務上の課題は非常に大きいものの、検討すべきである。

（任意で厚生年金に加入する仕組み）

- ・ 転職の増加・働き方の多様化も踏まえ、初診日が求職・失業中にあったとしても障害厚生年金を受給できる仕組みとして、厚生年金保険への任意継続加入制度の創設も検討すべき。例えば、一時的に被用者から離れる期間の保護を与える制度として、健保の任意継続被保険者の申込みと同時に厚生年金の継続被保険者として申し込んで、月数百円の保険料を払い、遺族と障害の保障を引き続き持ったまま次の転職に備えることとしてはどうか。
- ・ 厚生年金保険に任意継続加入制度を創設する場合、任意加入しない人が出てくる可能性がある。一方、延長保護は、諸外国で実際に行われている制度であり、退職後の一定期間は自動的に被保険者状態が継続される。任意継続しなかった人が、例えば、発病は厚生年金被保険者期間中であるけれども、実際の初診日が退職後になってしまった場合、障害厚生年金の対象にならなくなるため、延長保護のほうが見えやすい。

【事後重症】

- ・ 社会保険では、客観的に受給要件を満たした時点で受給権が発生する仕組みが多いが、事後重症は請求日の翌月から支給される。制度創設当時と比べ、デジタル技術の進展によってカルテの保存状況等に変化があるため、技術的な障壁を精査し、事後重症の場合の支給開始時期を再検討する必要がある。

【直近1年要件】

- ・ 直近1年要件について、過去、10年間の延長が繰り返されてきたが、役割を終えているのではないかと見られる。
- ・ その一方で、現在も、この特例措置によって障害年金の受給につながっているケースがあることに留意する必要がある。
- ・ この特例は、保険料を過去に長期間滞納していたとしても、直近1年間さえ納付していれば年金を支給する仕組みであるため、保険料を欠かさず納付している方からは不公平だと受け取られる可能性もある。しかし、この特例によって受給につながるケースは今も存在しており、これまで延長が繰り返され、見直しの議論もほとんどなかったことを踏まえると、少なくとも、次期改正ではこの特例を10年間延長すべき。

【障害年金と就労の関わり】

- ・ 働きながらの障害年金の受給について、20歳前障害基礎年金だと無拠出のため全額支給停止となる場合がある。障害基礎年金も国庫負担が半分入っていることを踏まえ、障害基礎年金でも、給付停止・在職障害年金といったものは考えられるのか。
- ・ 身体障害で永久認定を受けている場合は、年収が2000万でも障害年金は支給される。一方で、有期認定の精神障害の場合は、就労し、ある程度の所得が獲得できるようになった際、次の更新で等級変更により年金が支給停止になることがある。現行制度は両極端で、緩やかに調整する方向性はあるが、拠出制の年金に所得制限を入れることは理論的な観点からも難しく、実務的にも毎年度の所得調査が可能かどうか疑問。
- ・ 障害のある者が働いて収入を得て、自立に近づいていくことが、その人に生きる力を与える。社会参加を促してみんなで支えていく世の中をつくる観点から、就労支援との連携を図ることが重要。

【障害年金の基本的な在り方】

- ・ 障害年金の目的をどう捉えるかに加え、医学モデルか社会モデルかも含めた障害年金の目的と認定基準との関係について、他の障害者施策との関係性も視野に入れながら議論することが必要。
- ・ 現行の障害認定基準は医学モデルに偏っているのではないかという批判もあり、そうした批判も踏まえた見直しの可能性について検討すべきである。
- ・ 支給要件、給付水準の妥当性について論点があり、受給者の中心が身体障害から精神障害に大きく変化している中、それに合わせて制度を見直す必要があるか検討の余地がある。
- ・ 障害年金もマクロ経済スライドの対象であり、将来的な所得代替率の低下が見込まれ、基礎年金のみの受給者への影響が極めて大きい。特に障害基礎年金について、現在の受給者の生活実態を踏まえながら、障害のある者の所得をどのように保障するものかを整理し、給付水準の在り方や引上げに向けた議論を進めるべき。
- ・ 企業規模要件や個人事業主の非適用業種により、本来2号であるべき被用者が1号となり、同じ障害の程度であっても被用者間で受給できる障害年金に違いがある。稼働能力の低下や喪失が到来した者への所得保障という障害給付の目的から、同じ公的年金の枠組みの中での障害等級の差には必ずしも合理性があるとは言えず、全ての被用者への適用拡大と併せて、障害基礎年金と障害厚生年金の等級の違いも議論すべき。
- ・ 障害給付の目的に照らせば、同じ公的年金の枠組みの中で、障害給付の等級に差を設けることに必ずしも合理性や妥当性があるとは言えず、かつ、基礎年金の等級を厚生年金に揃えると初診日に係わる課題が解決出来ることから、基礎年金の等級を厚生年金保険と同様に3級からとすることを検討すべきである。等級をそろえることで想定し得る課題があるのであれば、資料として整理してほしい。

【その他】

- ・ 障害がある人や、世帯の生計を支えている人を亡くした人も保障を受けられるという年金制度の仕組みを知っているのは約半数にとどまるという調査結果もある。受給すべき人が確実に受給できるよう、例えば、精神障害を有する方への対応も含め、引き続き年金機構と連携した周知活動の強化をすべき。
- ・ 学生納付特例の手続をせず、保険料を納めていなかった場合、障害年金は受給できないが、それを知らない学生が、その手続をしていないことで受給できなくなることについては、見直しを検討すべき。
- ・ 手続きや初診日によって障害年金を受給できないということは被保険者としては不安であるため、一人でも多くの人が障害年金を受給出来るよう、障害年金の支給要件を緩和していくべきである。
- ・ 近年、精神障害のように、加入している保険や働いている場所と、障害の発生とがどのようにつながっているのか不明確な事例が増加しており、障害年金はこのような事例も包摂するような制度として考えていかなければならない。

※ 第5回年金部会において、福島豪氏（関西大学法学部教授）・百瀬優氏（流通経済大学経済学部教授・年金部会委員）よりヒアリングを実施。

障害年金の目的

障害年金の目的

- 障害年金は、被保険者期間中の傷病によって日常生活能力や労働能力などが制限されるような障害の状態になった場合に、その生活の安定を図るための給付である。
- 通常は加齢に伴って起こる稼得能力の喪失が、現役期に障害状態となることで早期に到来することに対応するものとして、その保険事故の発生に対し、一定の所得保障を行うことを目的としている。

参考①

- 障害年金は、国民が廃疾となって日常生活の用を弁ずることができなくなったり、あるいは日常生活に著しい制限が加えられたりした場合、すなわち、所得活動が制限された場合に、その生活の安定がそこなわれることのないよう防止することを目的とする給付である。

（出典）小山進次郎『国民年金法の解説』

参考②

- 障害年金は、労働者が障害となって労働することができなくなったり、労働が制限されたりした場合に、その生活の安定を図るための給付であ…る。

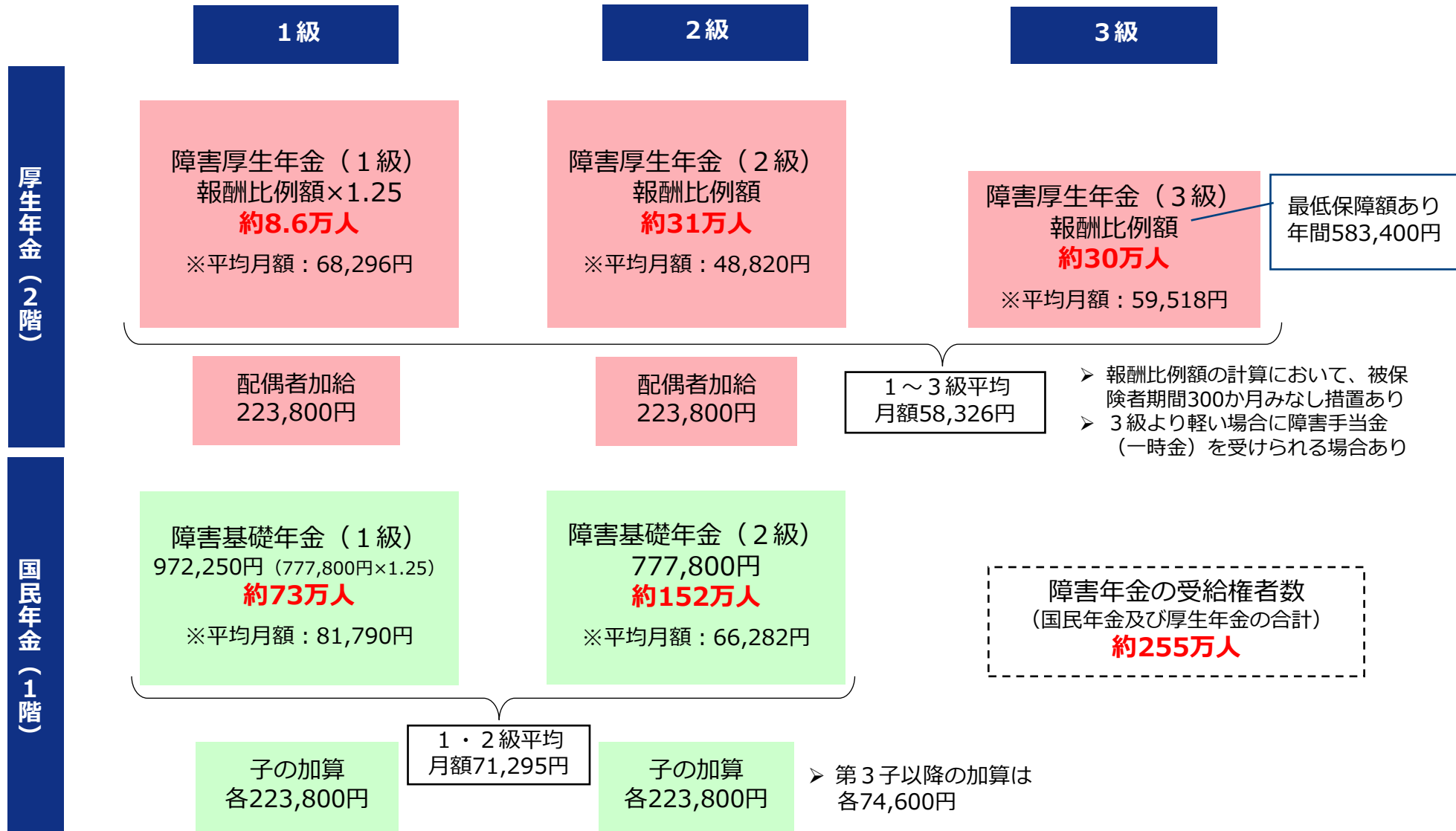
（出典）有泉亨・中野徹夫『厚生年金保険法〔全訂社会保障関係法1〕』

参考③

- 年金が高齢者、障害者及び遺族に支給されるのは、これらの者は所得が減少したり又は喪失したりすることが多いからである。しかも、長期にわたって所得が減少・喪失するため、長期給付である年金の支給対象とするのに適している。このように年金は所得が減少・喪失した者に支払われるため、年金は稼得能力の低下・喪失に対するものだと言明されることが多い。
- 一般に、一定程度以上の障害を有する者は、就労することが困難になり、所得が減少又は喪失することが多い。障害年金は、このような障害者の所得を補填するために支給される年金である。

（出典）堀勝洋『年金保険法（第5版）』

障害年金の給付額と受給権者数



（注）人数・平均月額については、厚生年金保険・国民年金事業年報（令和4年度）による年度末の数値であり、旧法年金・共済年金を含む。

障害年金制度の概要 ① 障害基礎年金

1. 支給要件

国民年金の被保険者期間または被保険者の資格を失った後60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる期間に初診日のある傷病によって、初診日から1年6ヵ月経った日あるいは1年6ヵ月経たない間に治った日（以下「障害認定日」という。）に、1級または2級の障害の状態にある場合に支給される。

（注）保険料納付要件（以下のいずれか）を満たしていることが必要。

- ① 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、そのうち国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間をあわせた期間が3分の2以上あること。
- ② 初診日が令和8年4月1日前にあるときは、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと。

2. 20歳前に初診日がある場合

20歳前に初診日がある場合には、20歳に達したとき（障害認定日が20歳以後のときは障害認定日）に、1級または2級の障害の状態にあれば、障害基礎年金が支給される。

（注）20歳前傷病による障害基礎年金については、本人が保険料を納付していないことから所得制限が設けられており、扶養親族等がないときは、所得が370.4万円を超える場合には年金額の2分の1相当額に限り支給停止とし、472.1万円を超える場合には全額支給停止とする二段階制がとられている。

3. 年金額（令和6年度） ※昭和31年4月2日以後生まれの方の場合

- 〈1級障害の場合〉 1,020,000円（老齢基礎年金の満額の1.25倍）＋子の加算額
- 〈2級障害の場合〉 816,000円（老齢基礎年金の満額と同額）＋子の加算額

子の加算額：第1子・第2子・・・各234,800円
第3子以降・・・各78,300円

（注）子とは、18歳到達年度の末日までにある子または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子

障害年金制度の概要 ② 障害厚生年金

1. 支給要件

障害基礎年金の保険料納付要件を満たしている者が、厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある傷病によって、障害認定日（障害基礎年金と同じ）に、1級～3級の障害の状態にある場合に支給される。

（1級または2級の障害の状態にある場合は、障害基礎年金と障害厚生年金が支給される。）

（注1）障害基礎年金と同様の保険料納付要件を満たしていることが必要。

（注2）障害手当金

厚生年金の被保険者期間中に初診日のある病気・怪我が初診日から5年以内に治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残った場合に、障害基礎年金を受けるのに必要な保険料納付済期間を満たしている者に対して、一時金として支給される。

2. 年金額

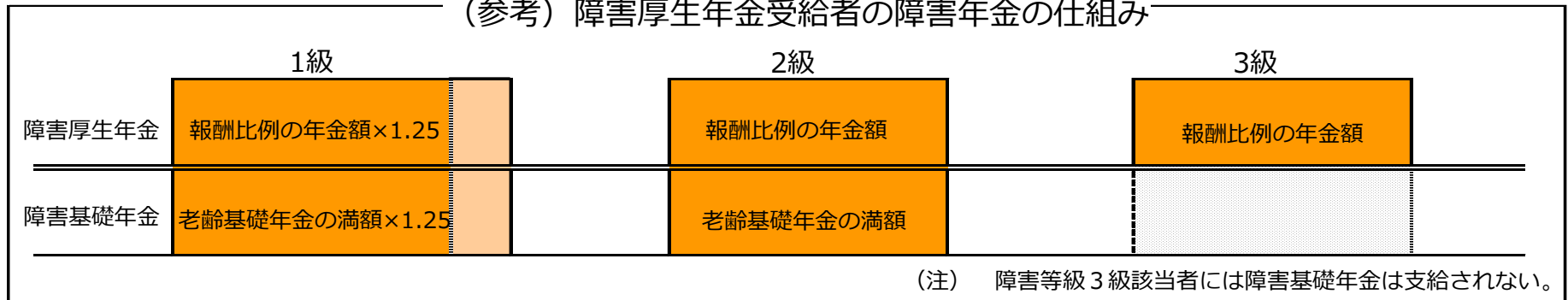
〈1級障害の場合〉（報酬比例の年金額×1.25）＋配偶者加給年金額

〈2級障害の場合〉（報酬比例の年金額）＋配偶者加給年金額

〈3級障害の場合〉（報酬比例の年金額）（ただし、障害基礎年金の3／4の額を最低保障とする）

※報酬比例の年金額は老齢厚生年金の計算による。ただし、被保険者期間が300月未満である際は300月とみなして計算する。

（参考）障害厚生年金受給者の障害年金の仕組み



（参考） 障害等級の考え方

1級：日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の障害

2級：日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害

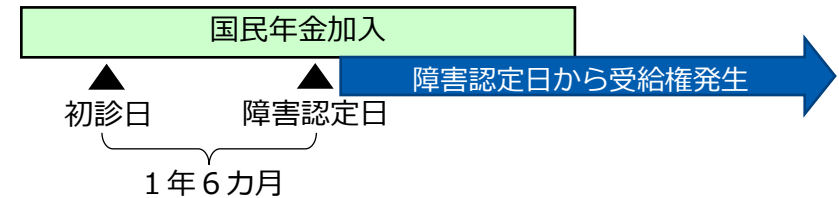
3級：労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害

障害年金制度の概要 ③ 障害年金の受給権の発生時期等

1. 障害認定日による請求（原則）

- 被保険者期間等に初診日のある傷病によって、初診日から1年6カ月経った日あるいは1年6カ月経たない間に治った日（以下「障害認定日」という。）において、障害等級表に定める障害の状態にある場合、障害認定日に受給権が発生。
- 障害認定日の属する月の翌月分から（障害認定日以後に20歳に達したときは、20歳に達した日の属する月の翌月分から）支給。

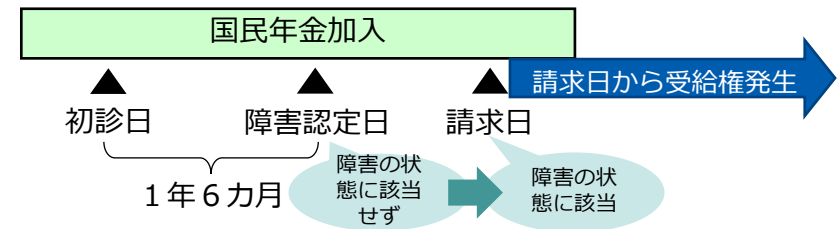
（イメージ）



2. 事後重症による請求

- 障害認定日において障害等級表に定める障害の状態に該当しなかった者でも、その後症状が悪化し、65歳に達する日の前日までに、障害等級表に定める障害の状態になり、本人の請求があったときは、請求日に受給権が発生。
- 請求日の属する月の翌月分から支給。
- その他、保険料納付要件等は、障害認定日による請求と同様。

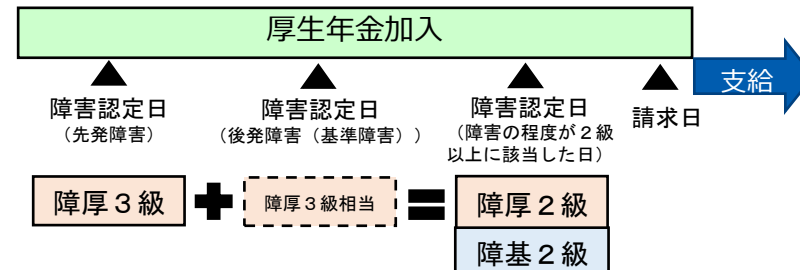
（イメージ）



3. 初めて2級による請求

- 既に先発の傷病による障害を持つ人が、後発の傷病（基準傷病）による障害（基準障害）を持ち、基準障害の障害認定日から65歳に達する日の前日までの間に、この両方の障害を併合して初めて1級または2級の障害の状態になったときには、その障害の状態になったときに受給権が発生。
- 請求日の属する月の翌月分から支給。
- その他、保険料納付要件等は、障害認定日による請求と同様。

（イメージ）



※1 初診日の設定

- 障害年金を含む公的年金制度は社会保険方式が採られており、保険の原理に基づき制度設計がなされている。このため、障害年金の受給権を得るためには、保険事故の発生時点において一定の保険料納付要件を満たしていることが必要である。
- 障害年金制度においては、この保険事故の発生時点をも、障害の原因となった傷病について初めて医師等の診療を受けた日である初診日に置いている。

※2 障害認定日の設定

- 障害認定日とは、初診日から1年6か月経過した日（その間に症状が治った場合は、その治った日）をいう。

障害認定と障害等級表①

- 障害年金が支給される「障害の状態」とは、身体又は精神に、障害等級に該当する程度の障害の状態があり、かつ、その状態が長期にわたって存在する場合をいい、障害の程度の認定は、「障害等級表」に基づくとともに、その具体的な取扱いは「障害認定基準」において定められている。
- 障害基礎年金は、全国民を対象として支給されるものであることから、日常生活能力の制約に着目して1級、2級の給付を行うものであるのに対し、障害厚生年金は被用者を対象に、基礎年金の上乗せ給付として、労働能力の喪失という観点に着目して1級から3級までの給付を行う。

障害等級表（国民年金法施行令別表）

障害等級1級

- 次に掲げる視覚障害
 - 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
 - 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
 - ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
- 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
- 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 両上肢の全ての指を欠くもの
- 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
- 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 両下肢を足関節以上で欠くもの
- 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 身体の機能の障害若しくは症状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

障害等級2級

- 次に掲げる視覚障害
 - 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの
 - 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
 - ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
- 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
- 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- 平衡機能に著しい障害を有するもの
- そしゃくの機能を欠くもの
- 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
- 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
- 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
- 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 一上肢の全ての指を欠くもの
- 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
- 両下肢の全ての指を欠くもの
- 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 一下肢を足関節以上で欠くもの
- 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 身体の機能の障害若しくは症状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

障害認定と障害等級表②

障害等級表（厚生年金保険法施行令別表第一）

障害等級3級

厚生年金のみ

1. 次に掲げる視覚障害
 - イ. 両眼の視力がそれぞれ0.1以下に減じたもの
 - ロ. ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下に減じたもの
 - ハ. 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下に減じたもの
2. 両耳の聴力が、40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
3. そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
4. 脊柱の機能に著しい障害を残すもの
5. 一上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したのもの
6. 一下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したのもの
7. 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
8. 一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の3指以上を失ったもの
9. おや指及びひとさし指を併せ一上肢の4指の用を廃したのもの
10. 一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
11. 両下肢の10趾の用を廃したのもの
12. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
13. 精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
14. 傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

（参考）障害等級表の考え方（昭和60年改正以降）

	厚生年金	国民年金
1 級	日常生活の用が不能	
2 級	日常生活に著しい制限	
3 級	労働に著しい制限	—

障害年金生活者支援給付金の概要

- 障害年金生活者支援給付金は、障害基礎年金の受給権者の生活を支援するため、年金に上乗せして支給している。

【令和6年度給付基準額 **年63,720円**（月額5,310円）】（障害等級2級の者の場合）

【支給要件】① 障害基礎年金受給者であること

② 前年の所得※¹が、472万1,000円以下※²※³であること

※¹ 障害年金（非課税収入）は、給付金の判定に用いる所得には含まれない。

※² 20歳前障害基礎年金が支給停止となる所得基準額と同額となるよう設定。扶養親族等の数に応じて増額する。

【給付額】 障害等級2級の者 ……**5,310円**※³（月額）

障害等級1級の者 ……**6,638円**※³（月額）

※³ 毎年度、物価変動に応じて改定。

その他

- ・ 施行日…令和元年10月1日
- ・ 手続 ……本人の認定請求により受給権発生。日本年金機構が支払事務を実施。年金と同様に2か月毎に支給。
- ・ 費用 ……全額国庫負担
- ・ 件数 ……204.8万件（令和3年度末現在）
- ・ その他…給付金は非課税。